

令和元年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名：少子政策課
 担当名：施設運営・人材確保担当
 内線：3330 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B66	施設型給付費負担金		一般会計	民生費	児童福祉費	児童措置費	施設型給付費負担金	
事業期間	平成27年度～	根拠法令	子ども・子育て支援法第67条			宣言項目	01 結婚・出産・子育ての希望実現	
					分野施策	010102 子育て支援の充実		
1 事業の概要			5 事業説明					
<p>教育又は保育の必要性の認定を受けた児童を幼稚園や保育所等に入所させ、児童の健全な育成を図る。 また、幼児教育・保育無償化の実施にあたり、その導入にあたって必要となるシステム改修費、事務費について市町村へ補助する。</p> <p>(1) 保育所等負担金 △963,666千円 子ども・子育て支援法施行令改正による減、副食費の実費徴収による減、利用児童数が当初見込を下回ったによる減</p> <p>(2) 幼稚園等負担金 △246千円 利用児童数が当初見込を下回ったによる減</p> <p>(3) 幼児教育無償化 △2,327,304千円 市町村所要額が当初見込を下回ったことによる減</p>			<p>(1) 事業内容</p> <p>ア 保育所等負担金 児童福祉法第24条及び子ども・子育て支援法第20条の規定に基づき市町村が保育の必要性の認定を受けた児童を保育所等に入所させた場合、私立保育所等に限り児童福祉法第55条及び子ども・子育て支援法第67条の規定により所要経費の1/4を義務負担する。</p> <p>イ 幼稚園等負担金 子ども・子育て支援法第20条の規定に基づき教育標準時間認定を受けた児童を施設型給付を受ける幼稚園等に入園させた場合、私立幼稚園等に限り子ども・子育て支援法第67条の規定により所要経費の1/4を義務負担する。</p> <p>ウ 幼児教育無償化 新制度幼稚園、保育所、認定こども園に通う3歳から5歳までの全ての児童を対象として無償とし、0歳から2歳までの児童は、住民税非課税世帯を対象として無償とするため、利用者負担額の1/4を負担する。 また、幼児教育・保育無償化の実施にあたり、その導入にあたって必要となるシステム改修費、事務費について市町村へ補助する。</p> <p>エ 待機児童の解消（保育士の処遇改善） 今年度の人事院勧告に伴う賃金引上げ（0.8%）に加え、2019年4月から更に1%（月額3,000円相当）の賃金引上げを行い、所要の経費の1/4を負担する。</p> <p>(2) 事業計画 「埼玉県子育て応援行動計画」において、特定教育・保育施設の受入枠を236,615人(H27)から244,916人(H31)に拡大することとしている。</p> <p>(3) 事業効果 教育又は保育の必要性の認定を受けた児童を入所させることにより、女性の子育てと仕事の両立及び児童の健全な育成が図られる。</p> <p>(4) 補正予算の概要 平成31年4月の子ども・子育て支援法施行令改正により、0～2歳児の給付費への事業主拠出金充当割合が10.4%に引き上げられたことにより減額する。令和元年10月から実施された幼児教育・保育無償化により2号認定こどもの副食費が保護者からの実費徴収になったことにより減額する。利用児童数が当初見込を下回ったことにより減額する。無償化に係る事務費・システム改修費について、市町村の所要額が当初見込を下回ったことにより減額する。</p>					
2 事業主体及び負担区分								
事業主体：市町村 負担区分：国1/2（県1/4）市町村1/4								
3 地方財政措置の状況								
あり								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
9,500千円×1.0人=9,500千円								
予算額		財 源 内 訳					一般財源	補正後の 予算額
決定額	△3,291,216	国庫支出金	△2,327,304				△963,912	21,535,857
現計額	24,827,073		3,636,100				21,190,973	